

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 3月 3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	復水系温度記録計の打点駆動部より異音の発生が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
2	3号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）監視用モニタカメラの点検において、映像不良が認められたため、当該カメラを修理	D	
3	3号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）監視用モニタカメラの点検において、映像不良が認められたため、当該カメラを修理	D	
4	3号機	原子炉格納容器内照明等の点検において、コンセント用電線管（3階）の外れ及び電線被覆の損傷が認められたため、当該部を修理	D	
5	3号機	原子炉格納容器内電線引抜き作業において、電線管中継箱の蓋に作業員が触れたはずみで蓋が、原子炉圧力容器と放射線遮へい用鋼板との間隙部に落下したため、対応検討	C	
6	3号機	原子炉格納容器内照明用分電盤の点検において、当該盤内の予備回路用漏電しゃ断器（1台）の操作ツマミに動作不良が認められたため、当該部を修理	D	
7	3号機	純水移送ポンプ（B）の点検において、当該ポンプ出入口配管との接続フランジ締め付け用ボルト（計24本）のネジ部に変形が認められたため、当該ボルトを全数交換	D	
8	3号機	計装用空気系除湿装置用プレフィルタの点検において、当該フィルタ内に凝縮水の溜まりが認められたため、当該フィルタ用ドレントラップを点検・修理	D	
9	3号機	補機冷却海水系ポンプ（A）駆動用電動機の点検において、電動機上部カバー全体に腐食が認められたため、当該カバーを修理	D	
10	3号機	制御棒価値ミニマイザの機能試験において、主蒸気配管（D）の流量計に指示値不良が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	
11	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（10-15）用スクラム入口弁のフランジボルト部に、水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	4号機	高圧注水系タービン入口弁にシートリークが認められたため、対応検討	C	
13	4号機	取水路防波堤の照明（外灯）に点灯不良が認められたため、当該照明用回路を点検・修理	D	
14	5号機	原子炉建屋換気空調系膨張水タンク用レベルスイッチ（2台）の点検において、端子箱シール用Oリングの未取付が認められたため、Oリングを取付	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	原子炉建屋換気空調系膨張水タンク用レベルスイッチ（2台）の点検において、レベル検出用フロート底部に傷及びフランジ面に発錆が認められたため、当該レベルスイッチを交換	D	
16	6号機	定期事業者検査（燃料取扱装置機能検査）において、検査成績書記載の燃料交換機空気系の圧力指示値データに、転記ミスによる誤記（有効桁数不足）が認められたため、当該箇所を訂正	D	
17	6号機	高圧炉心スプレイ系電源開閉器取替用の仮設ケーブル敷設作業中の作業員が、脚立から降りる際に、誤って高圧炉心スプレイ系ポンプ駆動用ディーゼル発電機（A）の潤滑油冷却器入口潤滑油温度計を破損させたため、当該温度計を交換	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで